

認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金について

認可外保育施設に保育を委託している保護者に対し、補助金を交付します。

1. 補助金交付対象者等

次の要件の全てを満たしている方が対象となります。

- ①向日市に居住し、かつ、住民票があること。（市外の認可外保育施設へ通園している方も対象となります。）
- ②入所中の乳幼児が生後57日を経過し、かつ、該当年度の4月1日現在3歳未満であること。
- ③乳幼児と同居する18歳以上65歳未満の家族のいずれもが就労・出産・病気・介護等により保育を必要とする事由を満たしていること。
- ④補助基準を満たす認可外保育所に保育を委託していること。（企業主導型保育所は対象外です。）

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11に規定する施設等利用費の支給の対象者は本補助金の対象外です。

2. 申請方法

以下の書類を揃えて子育て支援課の窓口へ提出してください。※郵送での提出も可能です。

- ① 認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金交付申請書(入所証明) 1部
- ② 保育を必要とする事由証明書 各1部（指定様式で、父親・母親いずれも証明が必要です。）

保育が必要な事由		必要書類
(1) 就労	居宅内・外就労、内職	・就労証明書（様式3）
	自営業	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4） ・開業届の写しまたは確定申告の写し（税務署で取得できます。）
	農業	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）
(2) 妊娠・出産		・出産予定日、保護者名の記載された母子手帳のページの写し
(3) 保護者の疾病・障がい		・診断書（様式5） ※病院の任意様式による場合は必ず「保育ができない」等の文言と、期間の記入をお願いします。 ※医師の診断書に限ります。
(4) 同居親族等の介護・看護		・介護、看護が必要であることがわかる診断書（様式5）又は要介護認定手帳の写し ・スケジュール申告書（様式4）
(5) 災害復旧		・り災証明書

(6) 虐待や DV のおそれがあること	・警察署等のDV証明書
(7) 求職活動	・求職活動申立書（様式6）
(8) 就学	・在学証明書又は学生証の写し ・カリキュラム（時間割）のわかるもの又はスケジュール申告書（様式4）

※申請書・就労証明書については、子育て支援課窓口での配布及び、市役所ホームページ（ホーム→便利なサービス→申請書ダウンロード→子育て教育→申請書提供サービス:認可外保育所に入所中の乳幼児に対する補助金交付申請書）からダウンロードしていただけます。

3. 補助金額

月額10,000 円 ただし、月における乳幼児の出席日数が15 日以内の場合は出席日数×500 円が補助金額となります。

申請月から、該当年度末の3月若しくは、資格のなくなる月までが補助金交付対象月となります。

《留意事項》

・単年度の制度となっておりますので、引き続き制度を受けられる場合も再度申請が必要となります。

・育児休業中は補助金交付の対象外となっております。

・申請した月から補助金の対象となり、さかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】向日市役所 子育て支援課
TEL：075-874-2659(直通)